

第11回徳山ダム事業費管理検討会

資 料

平成21年2月4日

水資源機構 中部支社

資 料 一 覧

資料－１ ①事業費の執行状況について

資料－２ ②山林公有地化について

資料－３ ③樹林帯について

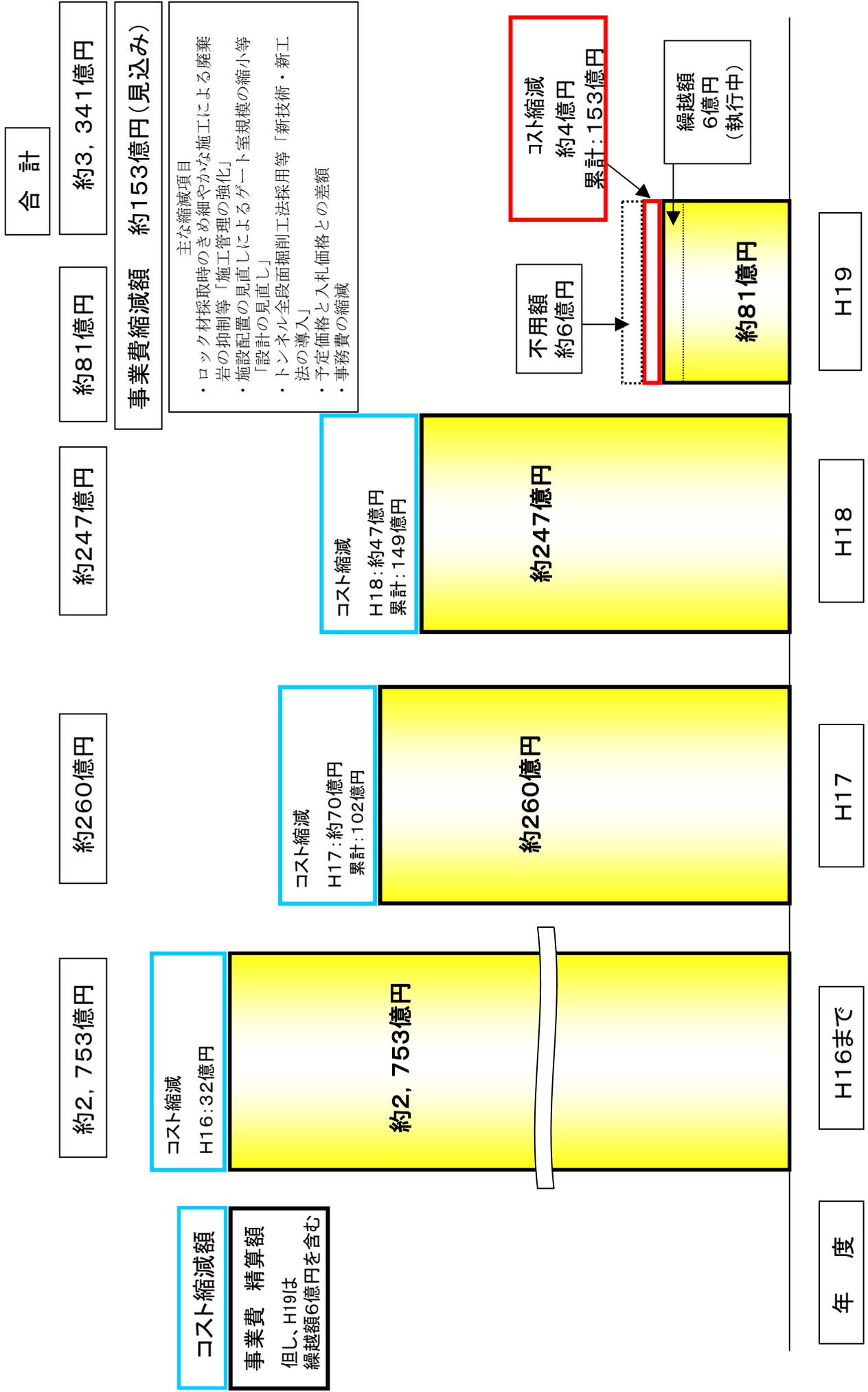
資料－４ ④集団移転地文殊地区について

資料－５ ⑤検討会について

資料－1

①事業費の執行状況について

徳山ダム各年度の予算年割と執行見込額



資料－２

②山林公有地化について

徳山ダム上流域の山林の取得について

1 平成20年12月議会議決分

	筆数	土地全体の面積 (A)	持分割合換算面積 (B)	取得割合 (C)	取得金額
			((A) × 各筆の持分割合)	((B) ÷ 17,700 × 100)	
完全取得した山林	11筆	8ha	8ha	0.04%	9百万円
持分取得した山林	107筆	4,126ha	82ha	0.46%	96百万円
計	118筆	4,134ha	90ha	0.51%	105百万円

2 平成18年3月～平成20年12月議会議決分までの合計

	筆数	土地全体の面積 (A)	持分割合換算面積 (B)	取得割合 (C)	取得金額
			((A) × 各筆の持分割合)	((B) ÷ 17,700 × 100)	
完全取得した山林	1,300筆	3,656ha	3,656ha	20.66%	4,146百万円
持分取得した山林	418筆	9,893ha	8,469ha	47.85%	9,519百万円
計	1,718筆	13,550ha	12,125ha	68.50%	13,665百万円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

③樹林帯について

樹林帯の進捗状況について

1. 取得計画及び取得実績

事業年度	全体面積	H18年度迄	H19年度	H20年度 (H19繰越)
取得面積	264ha	156ha	17ha	17ha
累積 (累積率)		156ha (59%)	173ha (66%)	190ha (72%)

2. 今後の対応方針（案）

- ① 樹林帯用地は、平成20年3月末までに約66%（約173ha）まで取得を終えている。
- ② 平成19年度末までに取得できなかった用地の一部については、平成20年度へ繰越を行い取得を行ってきたところであり、計画どおりの取得を見込んでいる。
- ③ 平成20年度までに取得できない樹林帯用地については、予算措置等に関して、関係機関と十分調整を図ることとする。

資料－４

④集団移転地文殊地区について

集団移転地文殊地区等について

1. 文殊地区地盤沈下対策部の跡地処分について

- ・文殊地区地盤沈下対策部の跡地処分については、引き続き関係機関と協議していくこととする。

2. 文殊地区地盤沈下対策部外の現状

- ・水資源機構は、文殊地区の地盤沈下対策部外における水資源機構の対応方針（建物等の補修による対応）を住民に説明し、文殊団地自治会、文殊団地宅地問題対策協議会の両会長との協議を進めてきている。
- ・現在は、対象家屋の補修前調査を完了させ、順次、建物の補修箇所の確認が完了したところから補償協議・補償契約を進めている。

3. 網代地区の現状

- ・水資源機構は、宅地造成時の調査・設計・施工の状況、既往調査結果及び建物等の損傷状況調査結果、家屋基礎のレベル調査結果等を踏まえ、損傷が生じた原因の推定及び今後の対策についてとりまとめを行い、水資源機構の対応方針（建物等の補修による対応）を平成18年1月19日に住民に説明し、了解された。
- ・現在は、対象家屋の補修前調査を完了させ、建物の補修箇所の確認が完了したところから補償協議・補償契約・補修工事を進めている。

⑤検討会について

事業費管理検討会の総括について

1) これまでの検討会の経過の総括

(経過)

開催年月日	検討会	主な検討項目等
平成16年8月18日	第1回	規約、事業費縮減、課題、進め方
平成17年1月28日	第2回	コスト縮減委員会、公有地化、集団移転地、変更項目、契約変更、進め方
平成17年3月30日	第3回	事業の点検に関する報告 (土地取得、立木補償、集団移転地)
平成17年4月27日	第4回	H16執行状況及びH17執行計画、集団移転地、再発防止の取組
平成17年10月7日	第5回	公有地化、樹林帯、管理用アクセス、他(再発防止、無許可伐採、文殊、廃棄物、ビジョン)
平成17年11月30日	第6回	第3回コスト縮減委員会の提案、公有地化、他(文殊、廃棄物、E列ソグ部会、ビジョン)
平成18年5月12日	第7回	公有地化確認事項、事業費管理(H17変更、H18実計)、廃棄物、集団移転地、ビジョン
平成18年8月30日	第8回	公有地化、事業費管理(H19要求、全体事業費、西谷配電線、電話線、斜面对策、廃棄物)、試験湛水
平成19年3月26日	第9回	公有地化、事業費管理(H18変更、H19実計、全体事業費、訴訟、集団移転地)、試験湛水
平成20年1月31日	第10回	公有地化、事業費管理(H18精算、全体事業費、訴訟、樹林帯、集団移転地、管理用船舶、水門談合)、試験湛水、管理移行

2) 徳山ダム事業費管理検討会の成果

経過

「徳山ダム事業費管理検討会」は、第3回徳山ダム事業実施計画変更において、事業費をそれまでの2,540億円から3,500億円に変更する協議を契機として、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び水資源機構中部支社で構成された「徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議」において、三県一市からの6項目の要請（別紙：徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議確認事項）についての検討確認を行う組織として、国土交通省中部地方整備局河川部長を会長とし、三県一市の関係部部長及び水資源機構中部支社副支社長を会員として平成16年6月22日に発足した。

徳山ダム事業費管理検討会（以下「検討会」という。）では、上記確認事項のうち、主に①事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況、②さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況、③事業執行上の課題についての審議を行い、情報の共有、事業監理を行うものとし、平成16年8月18日に第1回を開催し、平成19年度末までに10回の検討会を開催した。

検討会の審議内容については、検討会開催後に審議概要に関する記者会見を行い、積極的な情報公開、透明性を高めるよう努めた。

以上の経緯を踏まえ、徳山ダム事業費管理検討会は、平成16年6月22日の徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議確認事項で要請された6項目について、次のとおり確認する。

審議確認

(1) 平成19年度徳山ダム建設事業完成を厳守すること。

事業工期については、冬期積雪や猛禽類保護のための工事制限等から厳しい工程であったが、検討会では1日でも早い完成がコスト縮減に繋がること、徳山ダムによる治水効果の早期発現をさせるため、事業工期の厳守・早期完成についての要請を行った結果、水資源機構において厳格な工程管理を行ったこと、建設事業推進に必要な事業費確保のため特定事業先行調整費制度が導入されたことなどにより、ダム堤体盛立を平成17年11月に完了し、付替国道道を平成18年9月に全面供用開始させるとともに、開始予定を平成18年10月中旬としていた試験湛水について、平成18年9月25日開始することがで

きた。

気象状況により予定していた平成20年3月の試験湛水の完了は、平成20年5月となったものの、ダム本体及び貯水池斜面の安全性を確認して、本格的に運用を開始した。

(2)「徳山ダム事業費管理検討会」及び「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」において、さらなる事業費の縮減に向けて努力すること。

なお、下記の事項についても「徳山ダム事業費管理検討会」において、引き続き検討を進めること。

① 集団移転地文殊地区について

② 山林公有地化について

事業費については、第3回徳山ダム事業実施計画の変更において事業費2,540億円から3,500億円へ960億円の事業費増となるため、あらゆる方策によるコスト縮減を強く要請した。

水資源機構では、設計・施工・新たな契約方法などの全ての段階において徹底したコストの見直しを行うとともに、技術的なコスト縮減策についての検討と実施状況のフォローアップを目的として「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」（以下「コスト縮減委員会」という。）を平成16年6月15日に設置し検討を行った。

その後開催した平成16年9月、平成17年11月と合わせて計3回のコスト縮減委員会が開催され、ダム本体関連工事、管理設備工事、付替道路工事についての各ワーキンググループによるコスト縮減策の検討は、全体で39回開催されている。

事業の進捗にともない、事業実施計画では想定されていなかった新規実施事項についてその都度、水資源機構より事業内容、事業の必要性及び事業費についての説明を受け、審議するとともにコスト縮減について検討を行い、事業工期管理を徹底するよう要請し確認を行った。

検討会では、コスト縮減委員会の検討結果をも踏まえて、全体的なコスト縮減の妥当性について提案・検討を行うとともに、コスト縮減策の実施状況について、工種毎に区切りがついた段階で報告を求め、コスト縮減策の実施やダム事業の進捗状況についての確認を行うことで、事業費3,500億円に対して、約153億円のコスト縮減が図られることとなった。

集団移転地文殊地区については、事業執行上の課題として、跡地売

却及び対策部外他の対応について検討することとした。

跡地売却については、事業での不用地の処分を適正に処理するよう強く要請を行った。水資源機構では、一般公募売却の手続きを平成19年11月に実施したが、応募者なしのため跡地売却はできなかった。

水資源機構で引き続き、有償処分の努力を行うとして、再度、公募売却を行う手続きを進めている状況である。

対策部外他の対応については、水資源機構から対策部外の状況と対応方針について説明を受けた。対策部外の不同沈下に起因する家屋補修費用については、水資源機構の自己財源で対応することが確認された。

検討会では、機構の対策方針について確認するとともに、移転地の方々に誠意を持って対応するよう要請を行った。

山林公有地化については、事業執行上の課題として、①山林公有地化事業費、②執行状況及び③樹林帯との連携について検討することとした。

水資源機構及び岐阜県から山林公有地化についての説明を受け、検討会として山林公有地化事業費を審議するとともに、徳山ダム建設事業工期内での対応及び段階毎に目標を整理して進めるよう要請した。

山林公有地化の実施については、平成17年10月に岐阜県、揖斐川町及び水資源機構の三者間で山林公有地化事業に関する基本協定が締結され、岐阜県により用地買収が進められた。

徳山ダム建設事業工期内での用地買収について、非常に困難な状況となったため、事業の継続性を審議した結果、平成20年度以降においても地権者の協力を得て岐阜県による山林公有地化の用地買収を継続することを確認し、山林公有地化事業費として岐阜県及び揖斐川町において設置された山林公有地化に関する基金への事業費残分の支払いを了承した。

(3) 利水者負担金の償還については、各利水者の意向を踏まえ、柔軟な対応を図ること。

徳山ダム建設事業は平成19年度概成であるが、一部予算の繰越が発生したため、事業費精算は平成20年度末となった。

利水者からの負担金償還の平成20年度開始の意向を踏まえ、水資源機構では、平成19年度執行分までで事業の部分精算を行い、負担

金の償還について開始する手続きを行った。

繰越分の精算は、繰越執行が完了してからの精算とし、別途手続きを行い対応することとなった。

利水者が負担する負担金の支払い方法等については、独立行政法人移行に伴う割賦償還制度の多様化への対応として事前協議を行い支払い方法等を決定した。

- (4) 徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること。**

木曾川水系連絡導水路事業については、国土交通省により平成18年度から事業実施計画調査に着手され、平成20年度から建設段階へ事業化され、平成20年9月に水資源機構が承継した。

- (5) 発電事業計画変更について、早急に地元の理解が得られるよう、発電事業者に働きかけること。**

発電事業者により、各機関に対し、事業計画の変更に関する調整が行われ、平成16年12月に地元の了解が得られた。

なお、平成26年度運転開始の予定で、現在電力事業者により調査検討が行われている。

- (6) 今後とも、事業実施に当たって情報を積極的に開示し、透明性を高めるよう努めること。**

これまで、検討会を10回開催し、情報の開示と共有に努めてきたところである。

また、徳山ダム建設事業で発生した事案について、検討会において水資源機構から状況説明を受け、事業の透明性確保のため、適切な情報提供を積極的に行うとともに、各事案において必要な措置を図るよう要請を行った。

【参考】

平成16年6月22日

「徳山ダムの事業実施計画変更について」
(徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議確認事項)

平成16年6月22日の「徳山ダム事業に係る三県一市副知事・助役会議」において、国土交通省中部地方整備局、水資源機構中部支社、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が協議した結果、早急に徳山ダム事業実施計画の変更手続きを進めるとともに、今後も一致協力して事業の推進に努めることで合意した。また三県一市は、その前提条件として下記事項を実現することを国土交通省中部地方整備局及び水資源機構中部支社に要請し、両者はこれを基本的に了承した。

記

- (1) 平成19年度徳山ダム建設事業完成を厳守すること。
- (2) 「徳山ダム事業費管理検討会」及び「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」において、さらなる事業費の縮減に向けて努力すること。
なお、下記の事項についても「徳山ダム事業費管理検討会」において、引き続き検討を進めること。
 - ① 集団移転地文殊地区について
 - ② 山林公有地化について
- (3) 利水者負担金の償還については、各利水者の意向を踏まえ、柔軟な対応を図ること。
- (4) 徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること。
- (5) 発電事業計画変更について、早急に地元の理解が得られるよう、発電事業者に働きかけること。
- (6) 今後とも、事業実施に当たって情報を積極的に開示し、透明性を高めるよう努めること

3) 今後の取り扱い

徳山ダムは、平成20年5月試験湛水を完了し、6月には完成検査を終え、平成20年10月13日に竣功式を行っており、今後は管理予算により適切な管理運営を行うこととなる。

前述のとおり、「徳山ダム事業費管理検討会」は、これまでの検討により当初の設立目的をほぼ達成しており、今回、建設事業費の執行は完了することを一つの区切りとして「徳山ダム事業費管理検討会」を終了することとする。

なお、今後は徳山ダム事業に関する残された課題等について、三県一市の関係者が一同に会し、報告・協議する場を設けることとする。